許可番号第 6620041075 号

産業廃棄物処分業許可証

住　所　大阪府大阪市大正区小林東一丁目１番２０号

氏　名　**栄 興 業 株 式 会 社**

代表取締役　伊山　僚

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第６項の許可を受けた者であることを証する。

大阪市長　吉村　洋文

許可の年月日　平成２８年１１月　８日

許可の有効年月日　平成３３年　７月２８日

禁複写

1．事業の範囲
事業の区分：中間処理
処分の方法：油水分離
産業廃棄物の種類：
1．廃油（潤滑油系に限る）
石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く
以上　1　種類

処分の方法：中和
産業廃棄物の種類：
1．廃酸
石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く
以上　1　種類

2．事業の用に供するすべての施設
（1）施設の種類：①油水分離施設　②中和施設
（2）設 置 場 所：大阪市大正区小林東１丁目１番２０号
（3）設置年月日：①②昭和５２年８月２４日
（4）処 理 能 力：①９m³／日　　②９m³／日

3．許可の条件
事業の範囲の変更や事業の用に供するすべての施設及びその設置場所並びに主要な設備の構造又は規模を変更する場合は事前に大阪市長の承認を得ること。

4．許可の更新又は変更の状況
平成　８年　７月２９日　当初許可
平成２８年１１月　８日　許可更新
平成２９年１０月　２日　書換交付（申出書による書換）

5．規則第１０条の４第５項の規定による許可証の提出の有無　　無